

○伊万里市住宅改修費給付事業実施要領

令和18年10月1日

告示第112号

(目的)

第1条 日常生活を営むのに著しく支障のある在宅の重度障がい者が段差解消など住環境の改善を行う場合、居宅生活動作補助用具の購入費及び改修工事費（以下「住宅改修費」という。）を給付することにより地域における自立の支援を図り、その福祉の増進に資することを目的とする。

(対象者)

第2条 住宅改修費給付事業の対象者は、市内に居住し、次のいずれかの要件を満たす重度障がい者であって、住環境の改善を行う必要があるものとする。ただし、介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく住宅改修費の支給を受けられる者については、対象者から除く。

(1) 下肢若しくは体幹機能障がい又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい（移動機能障がいに限る。）を有する学齢児以上の者であって、障がい程度等級3級以上のもの（特殊便器への取替えをする場合は、上肢障がいを有する者に限る。）

(2) 視覚、上肢又は内部障がいを有する障がい程度等級2級以上の者（内部障がいを有するものについては、医師の意見書等により住宅改修の必要性が認められる者に限る。）

(3) 難病患者等（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）別表に掲げる特殊の疾病による障がいの程度が継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける程度の者をいう。以下同じ。）（特殊便器への取替えをする場合は、上肢障がいを有する者に限る。）

(住宅改修費の範囲)

第3条 住宅改修費の対象となる住宅改修の範囲は、次に掲げる居宅生活動作補助

用具の購入費及び改修工事費とする。

- (1) 手すりの取付け
- (2) 段差の解消
- (3) 滑り防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更
- (4) 引き戸等への扉の取替え
- (5) 洋式便器等への便器の取替え
- (6) 浴槽の改良、シャワー等の補助設備の設置
- (7) その他前各号の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

(住宅改修費の給付要件)

第4条 住宅改修費の給付は、障がい者等が現に居住する住宅について行われるもの（借家の場合は家主の承諾を必要とする。）であり、かつ身体の状態、住宅の状態等を勘案して所長が必要と認める場合に給付するものとする。

(申請)

第5条 住宅改修費の給付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、住宅改修費給付申請書(様式第1号)を所長に提出しなければならない。

2 前項の場合において、申請者が難病患者等であるときは、前項に規定する申請書に難病患者等住宅改修費給付診断書(様式第2号)を添付しなければならない。ただし、申請者が現に他の事業の提供を受けており、症状等の確認ができる場合は、これを省略することができる。

(調査)

第6条 所長は、前条の規定による申請があったときは、必要な調査等を行い、住宅改修費給付調査書(様式第3号)を作成し、住宅改修費の給付の要否を決定しなければならない。

(決定)

第7条 所長は、前条の調査により住宅改修費の給付を決定したときには、住宅改修費給付決定通知書(様式第4号)により、住宅改修費の給付を却下したときは、住宅改修費給付却下通知書(様式第5号)により、それぞれの申請者に通知するも

のとする。

2 所長は、前項の規定により住宅改修費の給付を決定したときは、住宅改修費給付券（様式第6号。以下「給付券」という。）を申請者に交付するものとする。

（業者への通知）

第8条 所長は、住宅改修費の給付を決定したときは、住宅改修委託通知書（様式第7号）により住宅改修業者（以下「業者」という。）に通知するものとする。

（住宅改修費の給付）

第9条 前条第1項の規定により住宅改修費の給付の決定を受けた者（以下「給付決定者」という。）は、業者に給付券を提出して住宅改修費の給付を受けるものとする。

（費用の負担）

第10条 給付決定者又はこの者を扶養する者（以下「納入義務者」という。）は、当該給付に要する費用の1割を業者に直接支払わなければならない。

2 前項の規定により支払うべき額（以下「自己負担額」という。）の上限額は、別表第2に定める。

（業者への支払い）

第11条 所長は、業者から住宅改修費の給付に係る費用の請求があったときは、当該給付に要した費用から前条の規定により納入義務者が業者に支払った額を控除した額を支払うものとする。この場合において、住宅改修費の給付に要した費用は、20万円を範囲内とする。

（費用の返還）

第12条 所長は、虚偽その他不正な手段により住宅改修の給付を受けた者があるときは、当該住宅改修費の給付に要した費用の全部若しくは一部を返還させることができる。

附 則（平成18年告示第112号）

この要領は、平成18年10月1日から施行し、同日以降の住宅改修に係る分か

ら適用する。

附 則

この要領は、告示の日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成25年告示第97号）

この要領は、告示の日から施行する。

附 則（平成29年7月26日告示第92号）

（施行期日）

1 この要領は、告示の日から施行する。

（経過措置）

2 この要領の施行の際、この要領による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（令和4年6月30日告示第118号）

この要領は、告示の日から施行する。

附 則（令和5年4月1日告示第60号）

この要領は、告示の日から施行する。

別表（第10条関係）

利用者負担上限額

| 区分 | 上限額 | 要件 |
|-------|---------|-------------|
| 生活保護 | 0円 | 生活保護世帯に属する者 |
| 非課税世帯 | 15,000円 | 市町村民税非課税世帯 |
| 課税世帯 | 37,200円 | 市町村民税課税世帯 |

備考 利用者負担上限額の世帯の範囲は、給付等の対象者及び同一の世帯に属する配偶者とする。給付等の対象者が18歳未満の場合は生計中心者とする。